

小児慢性特定疾病児童等の自立支援に資する研究

医療ソーシャルワーカー との連携

静岡県小慢自立支援員
静岡県立こども病院
医療ソーシャルワーカー
城 戸 貴 史

はじめに

小慢自立支援員
の守備範囲とは？

小児慢性特定疾病児
童等自立支援員による
相談対応モデル集1・2

小児慢性特定疾病児童等自立支援員による相談対応モデル集の構成

本対応モデル集では、各種施策の情報提供のみで終わらず、患者及び家族の悩みや希望を傾聴し、患者の病状や家族の状況、主治医の意見等を踏まえた上で、患者及び家族が一層安心できるよう小慢自立支援員が各種施策の活用 of 提案や助言、関係機関との連絡調整を行う必要のある事例のうち、**相談頻度の多いものについて取り上げました。**なお、実際の事例ではなく、研究班で想定した架空の事例であることを申し添えます。

【生活全般に関すること】

○慢性疾病にかかっている**児童の入院に付き添ってあげたい**が、就労できなくなっ てしまい経済的に不安である

○慢性疾病にかかっているが、**民間の医療保険に入れるのかどうか**知りたい

【保育に関すること】

○保育所に入所できるかどうか不安である

○保護者からの要望にこたえることができず
困っている。

【学校に関すること】

○小学校入学前に慢性疾病を診断され、**学校にどう相談したらよいか**わからない

○慢性疾病のことについて児童が**クラスメイトにどう説明したらよいか**わからない、説明した後クラスメイトが**どのような反応をするか不安**である

【就労に関すること】

○学習の遅れや障害があるため、**就労できるのか不安**

○職場において、**業務内容が体力的につらい**

つまり

**小慢自立支援員の
支援の守備範囲は？**

20年、30年、40年・・・を超えるライフステージを支える

就園・園生活

就学・学校生活

思春期

就労・仕事・そして、その後の人生・・・。



小慢自立支援員

HOW?
(どうやって?)

医療ソーシャルワーカー
がいるじゃないか

医療ソーシャルワーカー（小児科分野）とは？

妊娠・出産、**病気や障がい**がきっかけとなって**生じる生活全般**にわたる**ご相談**に応じます。
相談内容に応じて、**院内外の適切な職種や関係機関**とも連携します。

国立成育医療研究センター「ソーシャルワーカーの紹介」：

https://www.ncchd.go.jp/hospital/support/#support_sec01

（2025年2月7日アクセス）

妊娠・出産や育児に伴う生活の相談
突然の病気や障がいに伴う心配事の相談
健康保険制度や公費医療費助成制度、福祉制度の案内
育児支援サービスや在宅医療サービス、福祉サービスの活用
退院後の療養生活や今後の病院受診に関する相談
就園・就学や復園・復学、就労等の相談
療養に伴う家族（きょうだい等）の生活の相談

国立成育医療研究センター「ソーシャルワーカーの紹介」：

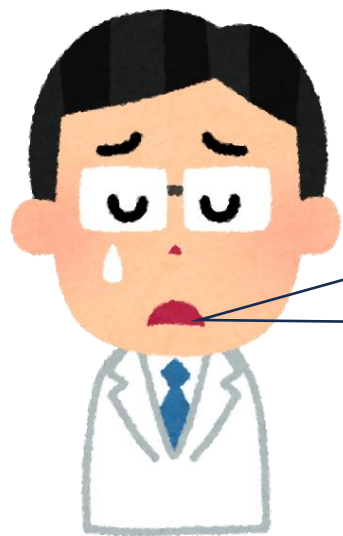
https://www.ncchd.go.jp/hospital/support/#support_sec01

（2025年2月7日アクセス）

でも



あそこの総合病院。
小児科が分かるソーシャルワーカーさん
いるのかな？



うちの病院・・・。
医療ソーシャルワーカーさんいるけど
高齢者で忙しいそう？

3つの課題に挑戦

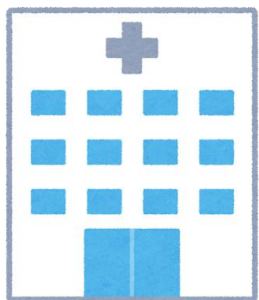
RQ1・・・地域の周産期を担う病院には、小児科領域を担当できるMSWはいるのか？

RQ2・・・そのMSWは、慢性疾患を持つ子どもとその家族の相談に対応できるのか？

RQ3・・・MSWと小慢自立支援員の連携のあり方とは？

全国の周産期医療を担うの病院に
「小児科分野を担当できる
MSWいますか？」
と質問しました。

結果



189施設/408施設(46%)

MSW:395人

**RQ2…小児科分野のMSWは、慢性疾患を持つ
子どもとその家族の相談に対応できるのか？**

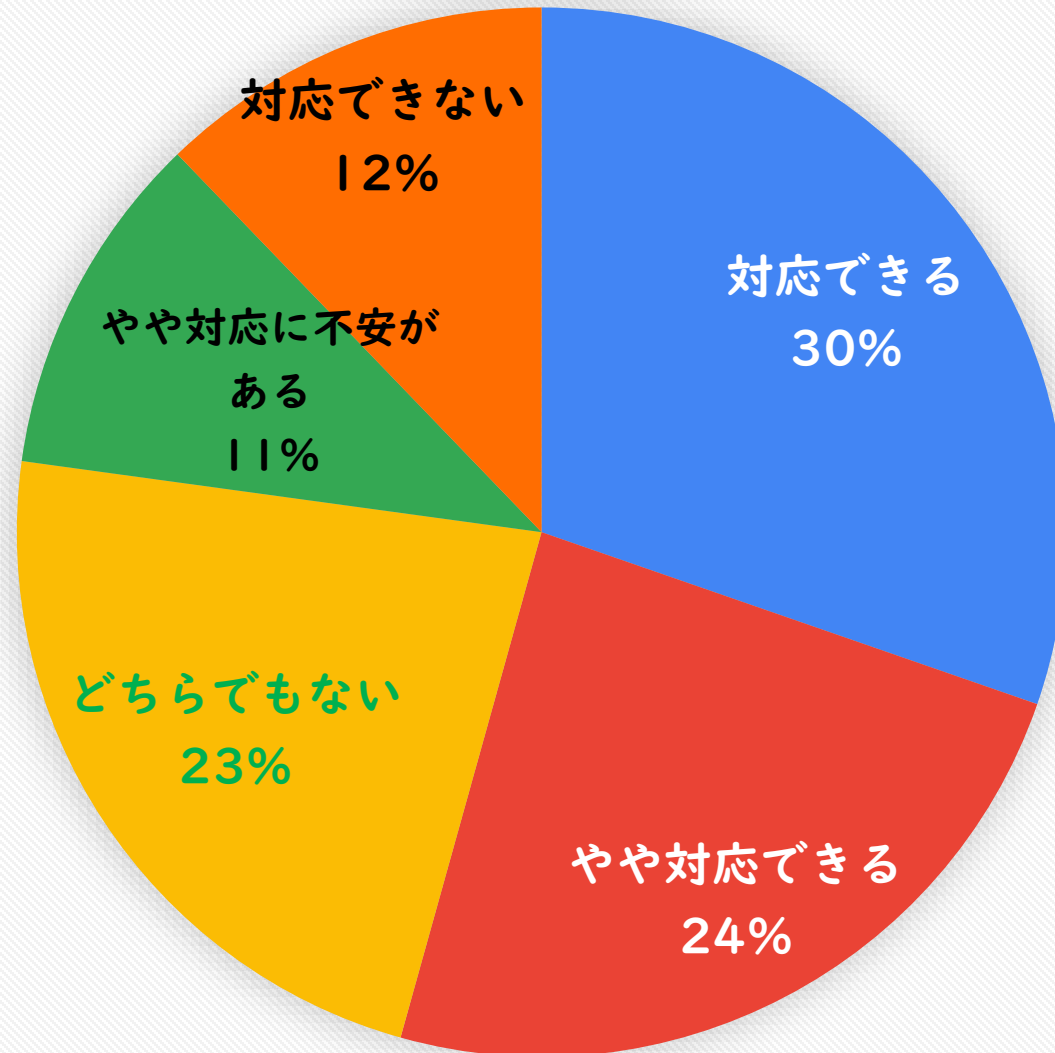


【生活全般に関すること】

Q1. 慢性疾病にかかっている児童の入院に付き添ってあげたいが、就労できなくなっ てしまい経済的に不安であるという相談に**対応できますか？**

- 5. 対応できる
- 4. やや対応できる
- 3. どちらでもない
- 2. やや不安である
- 1. 対応できない

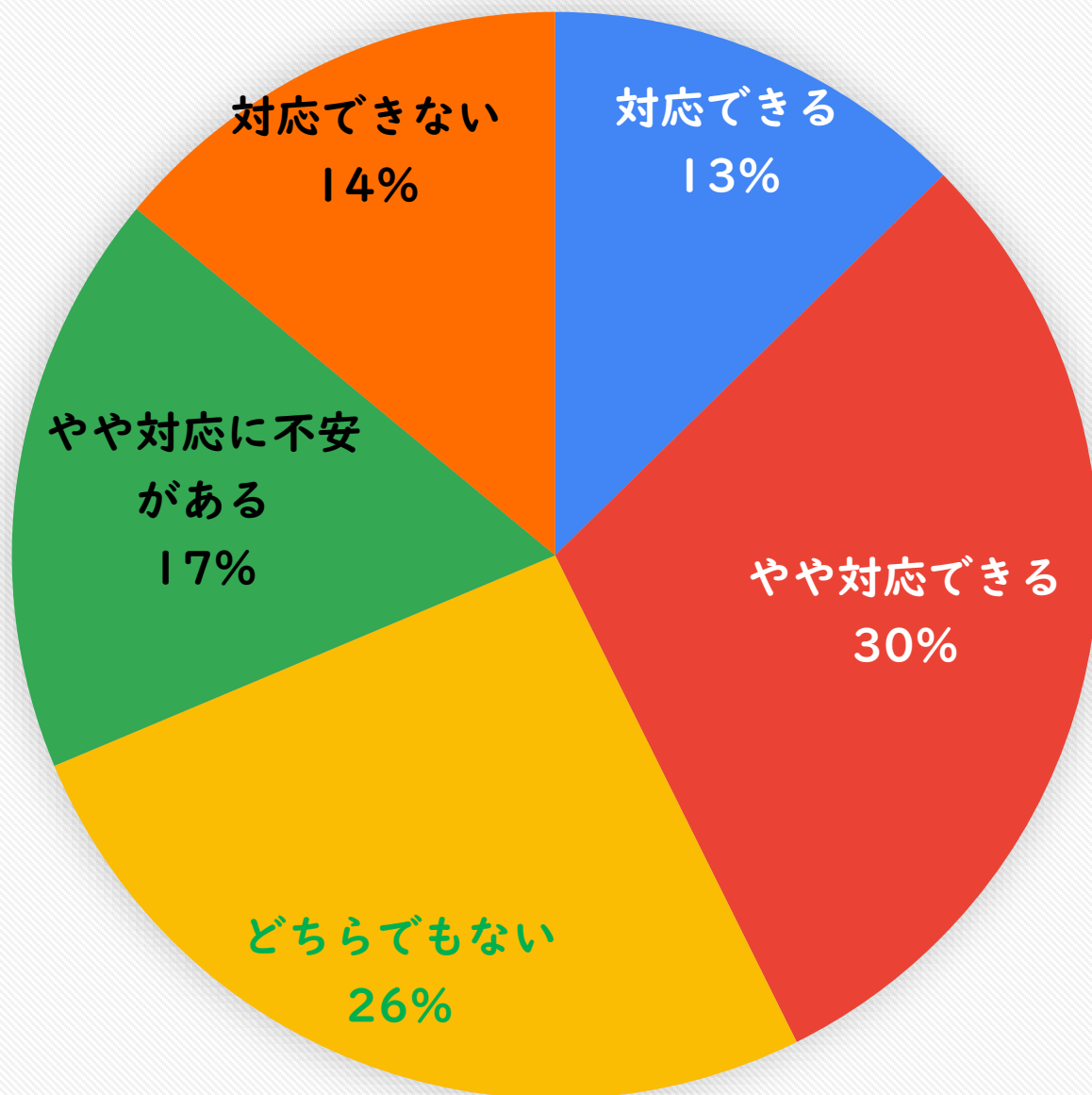
生活全般



N = 52

(やや) 対応できる = 54%
不安・できない = 23%

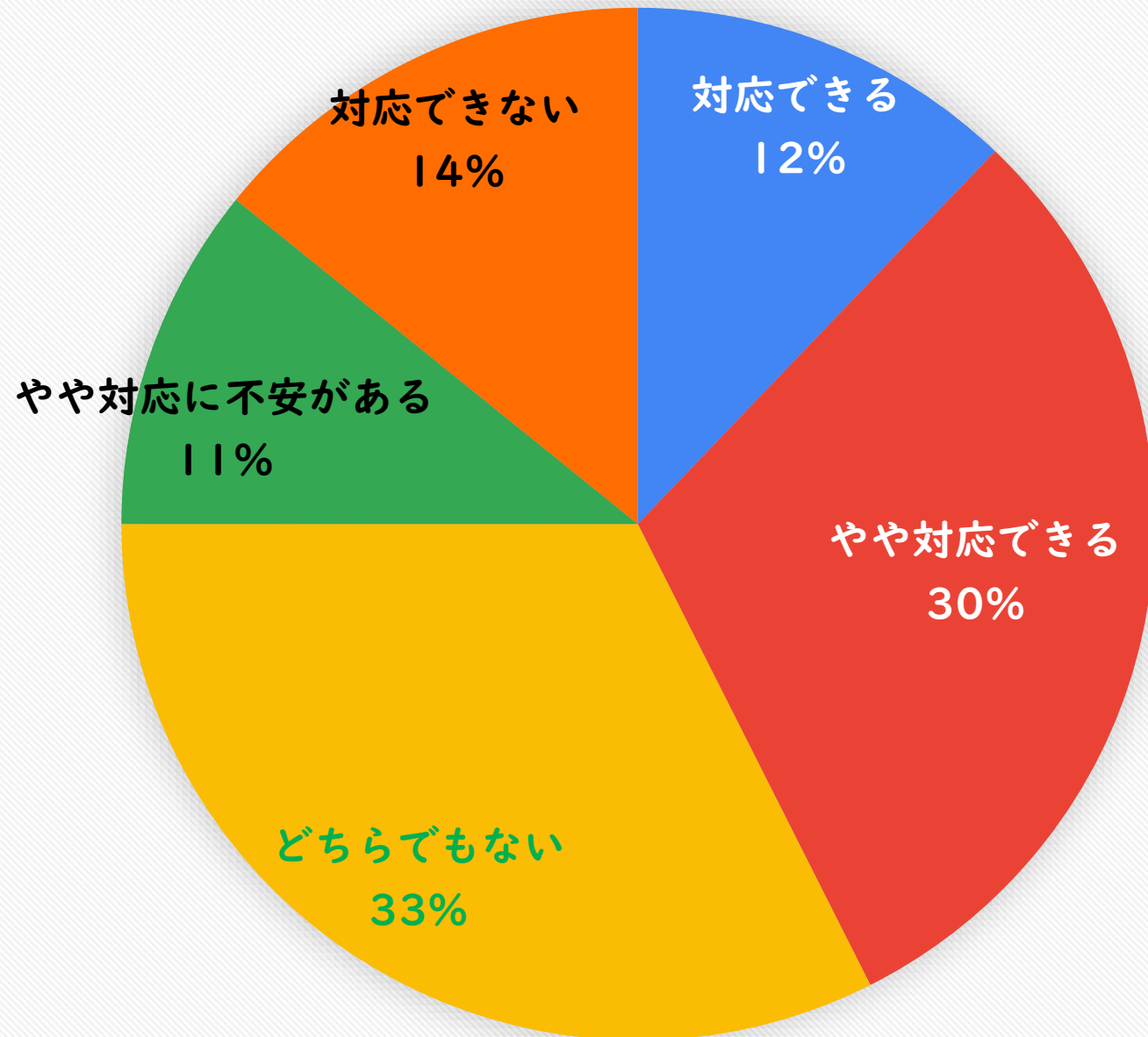
就園・園生活



N = 52

(やや) 対応できる = 43%
不安・できない = 31%

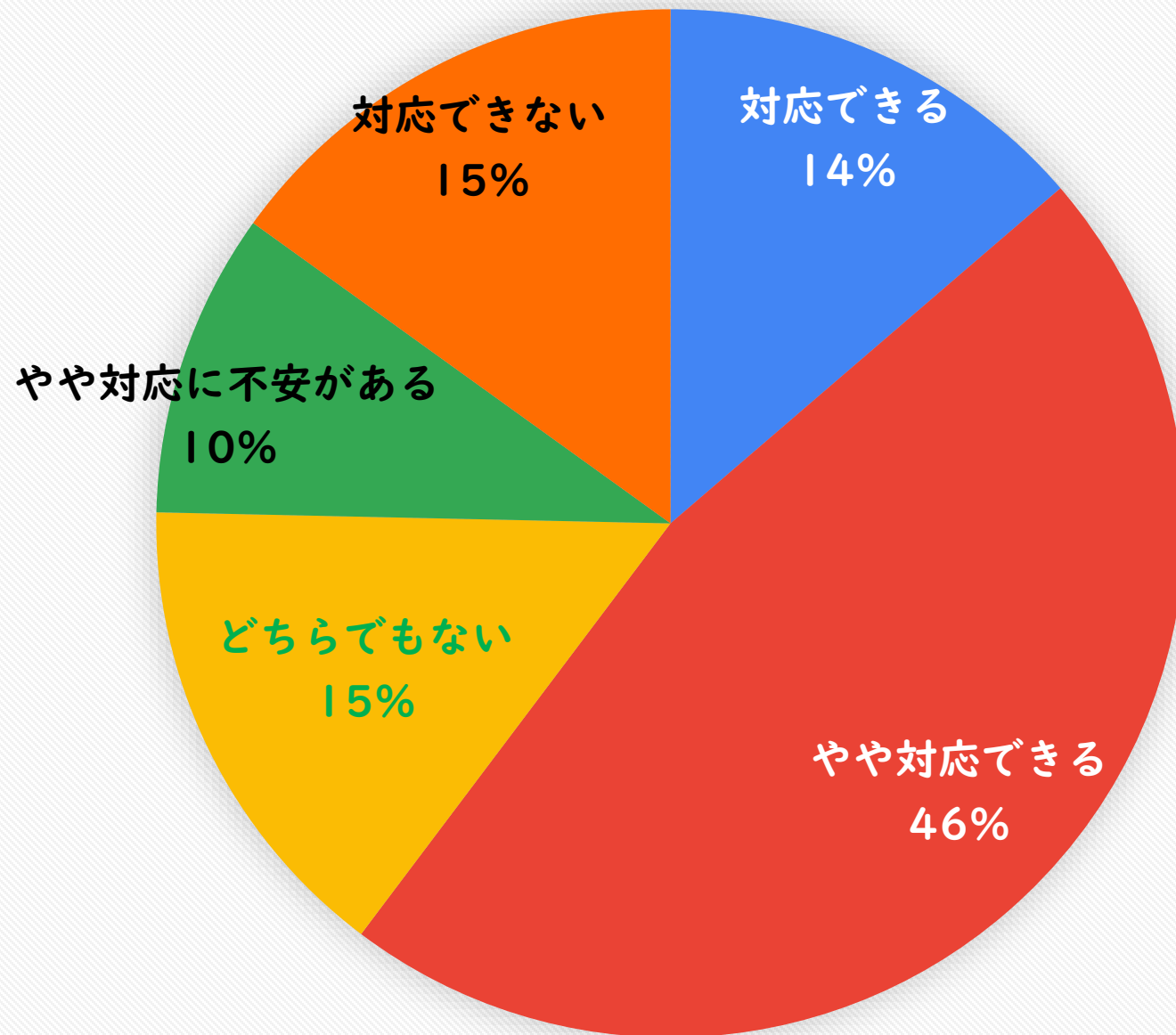
就学・学校生活



N = 52

(やや) 対応できる = 42%
不安・できない = 25%

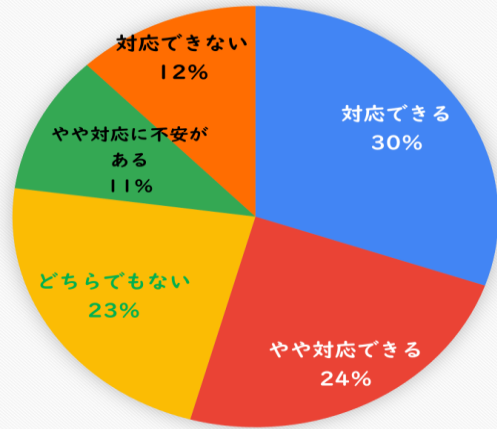
就労・仕事



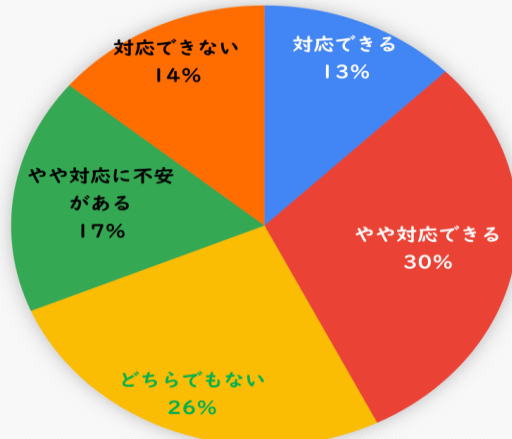
N = 52

(やや) 対応できる = 60%
不安・できない = 25%

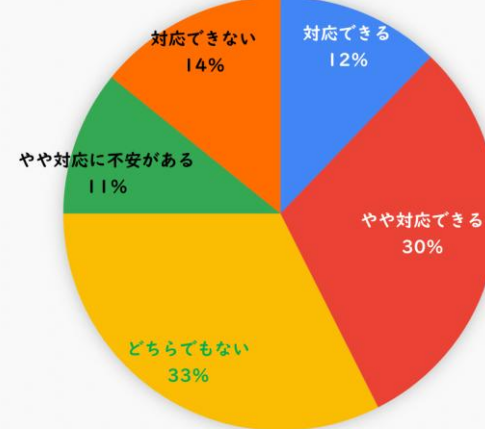
生活全般



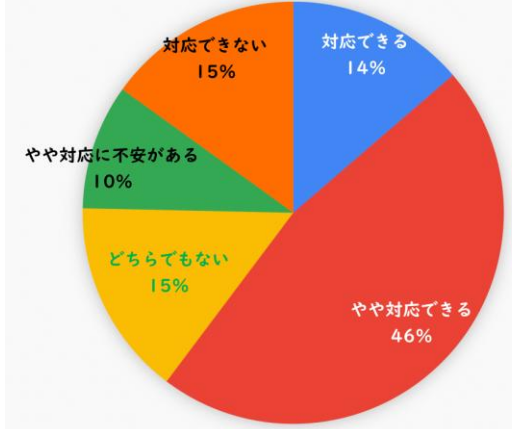
就園・園生活



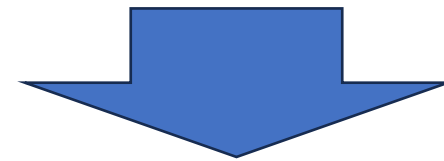
就学・学校生活



就労・仕事



「できない」以外が85%～88%

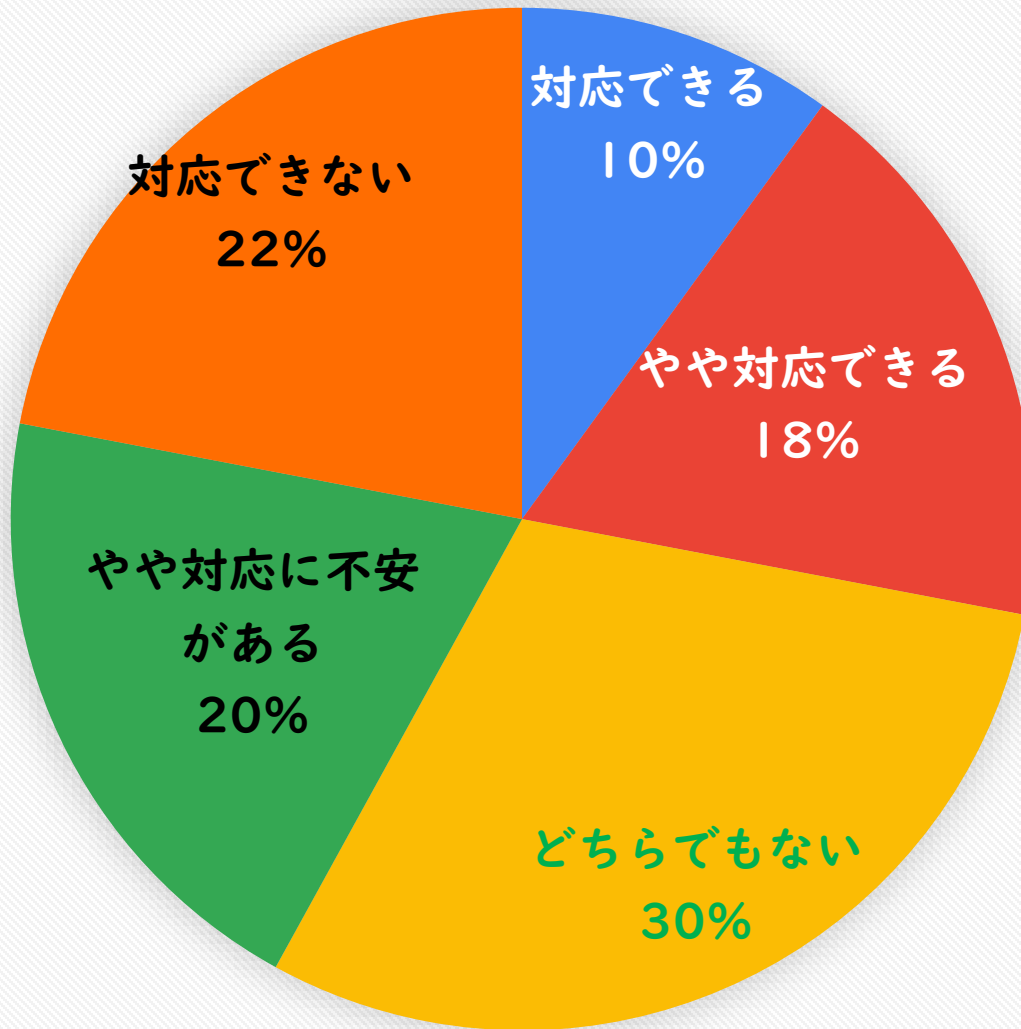


とりあえず、MSWに
相談を回して問題なし

RQ3・・・MSWと小慢自立支援員の 連携のあり方とは？

MSWに**苦手意識**があるもの
⇒**できないという回答が多い**もの

(子どもが) 慢性疾病にかかっているが、**民間の医療保険**に入れるかどうか知りたいという相談。



N = 52

(やや) 対応できる = 28%
対応できない = 22%

MSWは、民間サービスを
生業にしていなない。

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

【事業の目的・内容】

幼少期から慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童等について、地域による支援の充実により自立促進を図る。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【国庫負担率】 1 / 2（都道府県・指定都市・中核市 1 / 2）

【根拠条文】 児童福祉法第19条の22、第53条

＜必須事業＞（第19条の22第1項）

相談支援事業



＜相談支援例＞

- ・自立に向けた相談支援
- ・療育相談指導
- ・ピアカウンセリング 等

小児慢性特定疾病児童自立支援員



＜支援例＞

- ・関係機関との連絡・調整及び利用者との橋渡し
- ・患児個人に対し、地域における各種支援策の活用 の提案 等

＜任意事業＞（第19条の22第2項）

療養生活支援事業



ex
・レスパイト
【第19条の22第2項第1号】

相互交流支援事業



ex
・患児同士の交流
・ワークショップの開催 等
【第19条の22第2項第2号】

就職支援事業



ex
・職場体験
・就労相談会 等
【第19条の22第2項第3号】

介護者支援事業



ex
・通院の付き添い支援
・患児のきょうだいへの支援 等
【第19条の22第2項第4号】

その他の自立支援事業

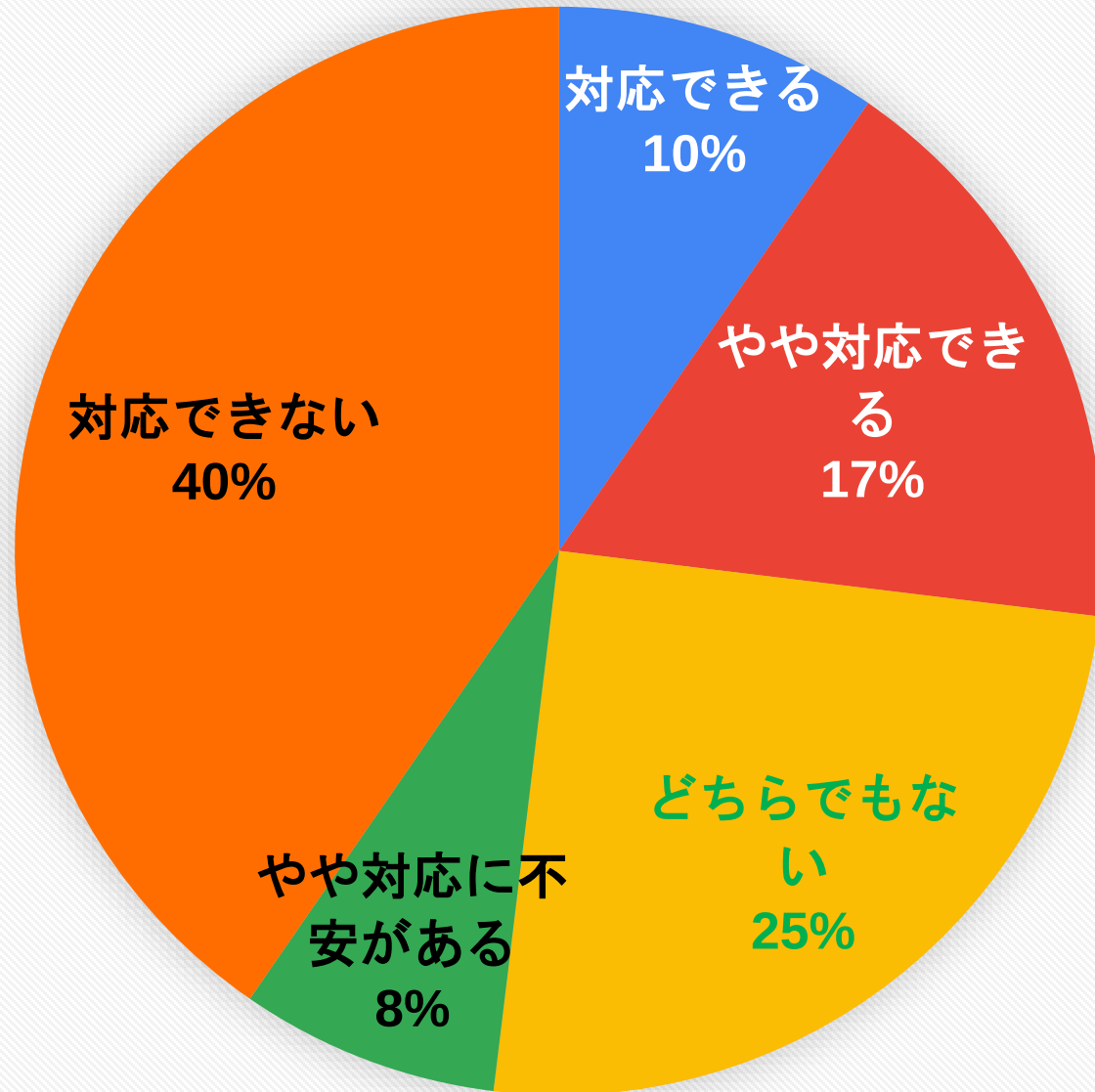


ex
・学習支援
・身体づくり支援 等
【第19条の22第2項第5号】

ピアの強化

出典：厚生労働省健康局難病対策課作成資料 2

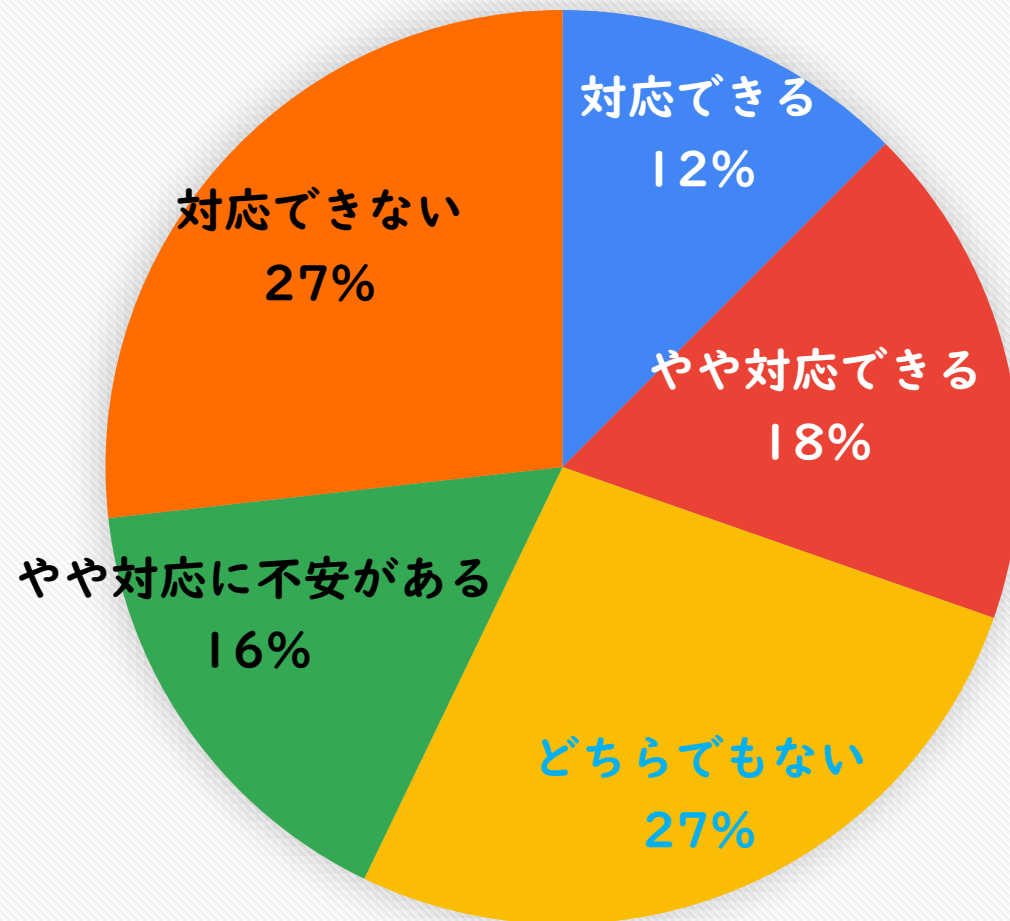
「子どもの通園している園に、（保護者と）一緒に来園して病状を説明して欲しい」という相談について。



N = 52

(やや) 対応できる = 27%
対応できない = 40%

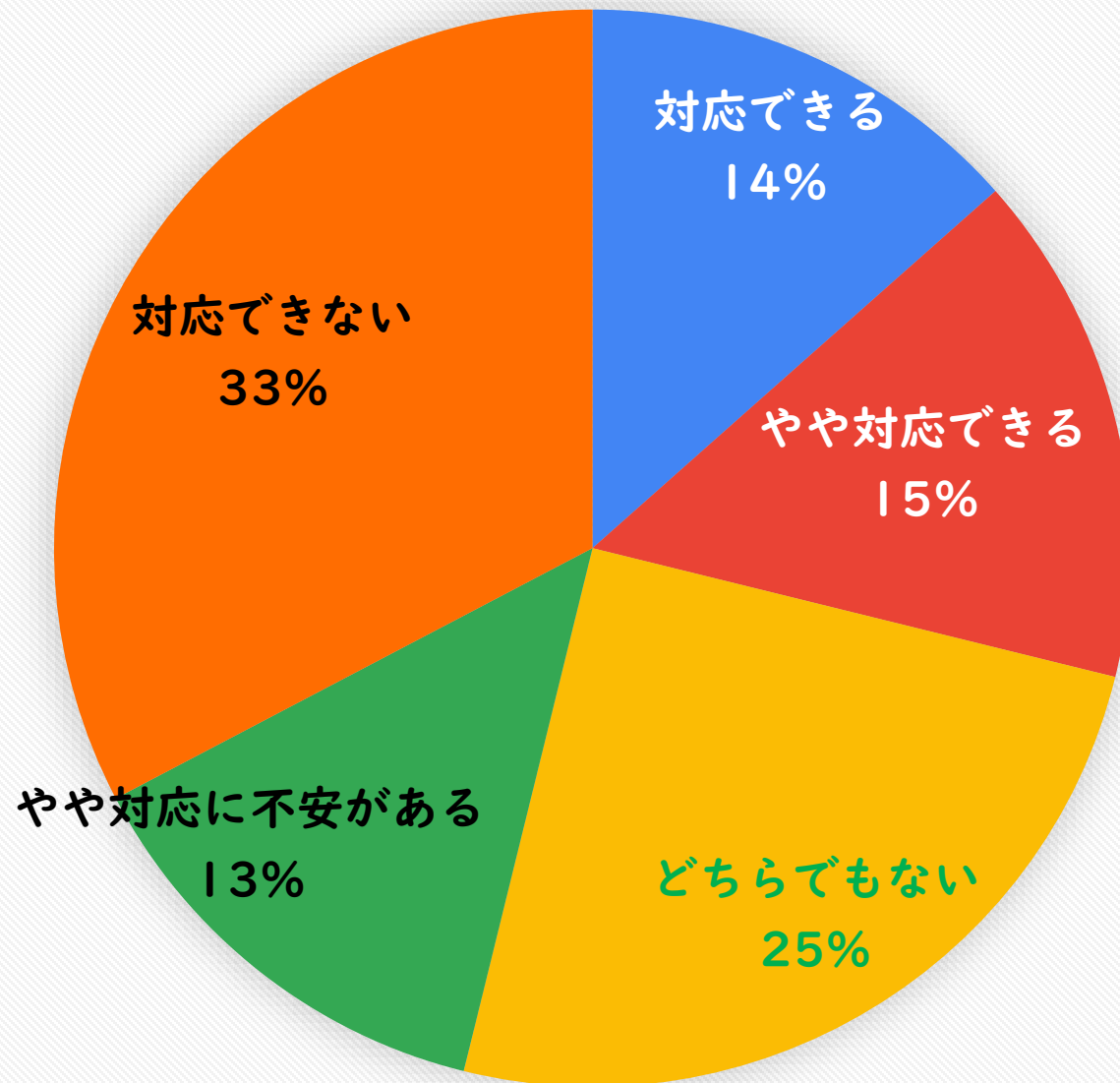
「子どものことで学校で話し合いがある。学校に（保護者と）一緒に来て欲しい」という相談。



N = 52

(やや) 対応できる = 30%
対応できない = 27%

本人から「職場での配慮について会社で話し合いがあるので、同行して欲しい」という相談。



N = 52

(やや) 対応できる = 29%
対応できない = 33%



MSW

就園するところが病気のことを
分かってくれるか心配で・・・。

主治医に園での生活の
配慮を確認しますね。

MSWさんも一緒に
園に来てください。

え～と・・・。



患児・家族

診療報酬
退院支援



医療ソーシャルワーカーは病
院の外に出るのが難しい



患児・家族

自立支援員なら
現場に行ける
(アウトリーチ)



自立支援員

こどものために
新しいつながりを



ご清聴ありがとう
ございました